

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案等に対する意見及び意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和8年4月9日(木)から同年5月13日(水)まで
- 案件番号：145210690
- 意見提出数：3件

| 受付 | 意見提出者 |
|----|--------------------|
| 1 | Sharing Design株式会社 |
| 2 | 個人A |
| 3 | 個人B |

| 意見 | 考え方(案) | 案の修正 |
|--|--|----------|
| <p>● 意見1(認定鉄塔等提供事業について) インフラシェアリングの更なる推進及び効率的な通信インフラ整備に資するものとして、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【Sharing Design株式会社】</p> | <p>(意見1に対する考え方) 本訓令案等に対する賛同の御意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>● 意見2(公共財である電波の「公共料金化」の検討および、既存キャリアの寡占を助長する審査基準の根本的刷新について) 現在進められている電気通信事業法の審査基準改正案に対し、一生活者として、そしてこの国の主権者として、極めて強い憤りと危機感を抱いています。</p> <p>1. 電波は「国民の共有財産」であるという原点の忘却 そもそも電波とは、国のものでも一部の巨大企業の持ち物でもなく、「国民全員の共有財産」です。水や電気と同様、現代社会を生きる上で1秒たりとも欠かせない命のインフラ、究極の「生活必需品」です。 それにもかかわらず、なぜ通信料金は公共料金として厳格に管理されず、企業の利益最大化のための「自由競争」という隠れ蓑に委ねられているのでしょうか。生活者は1円を惜しんで日々を凌いでいる中で、国民の財産である電波を預かる企業が、莫大な利益を上げ続け、一方で国民には高止まりした料金を強いる現状は、行政の不作为であり、国民に対する不誠実の極みです。</p> <p>2. 「自由競争」の嘘と乗り換え(流動性)の阻害 総務省は「自由競争」を標榜していますが、実態はどうでしょうか。既存の大手キャリアが既得権益を維持し、国民が自由に、かつ有利に他社へ乗り換えることを「悪」とするような見えない壁、心理的な縛り、複雑怪奇な契約ルールが放置されています。 乗り換え(流動性)こそが健全な市場の証であり、災害時や緊急時に一つの回線に依存しないための「強靱さ」の源泉です。それを阻害するような審査基準や、大企業が優遇され続ける現状は、国力を衰退させる元凶です。乗り換えを阻害するあらゆる「縛り」を徹底的に排除し、1円でも安く、誠実なサービスを提供する者が勝つ仕組みを、審査基準の根幹に据えるべきです。</p> <p>3. 「移動の自由」を支えるインフラとしての責任 私は、技術こそが人間を助け、不条理な移動の制限から解放すべきだと考えます。しかし、現在の通信インフラは、介護や仕事で移動を制限されている弱者を救うどころか、通信コストという新たな足枷となっています。 電波という公共の財産を預かる事業者は、単に通信を売るだけでなく、国民がどのような環境下でも(例え災害時でも、例え経済的に困窮していても)繋がる権利を保障する義務があります。通信を「自由競争の商材」という狭い枠組みから解き放ち、国民の生存権を支える「公共財」として管理・監督を徹底してください。</p> <p>4. 結論: 誠実な者が報われる社会へ 大企業の顔色を伺うようなルール作りはやめてください。額に汗して働き、1円を大切に生きる国民が、「こ</p> | <p>(意見2に対する考え方) 頂いた御意見は今後の施策の参考として承ります。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|---|---|----------|
| <p>の国のインフラは自分たちを守るためにある」と実感できる誠実な行政を求めます。 電波を国民の手に取り戻し、真の意味での「繋がる自由」「選ぶ自由」「乗り換える自由」を保障すること。それができないのであれば、電気通信事業を語る資格はありません。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p> | | |
| <p>● 意見3(電気通信市場における寡占構造の是正、および消費者の権利を侵害する不透明な商慣習の徹底排除についての意見)</p> <p>1.電波の公共性と「公共料金化」への転換 電波は「国民の共有財産」であり、通信は水や電気と同等の、あるいはそれ以上の命に関わる「生活必需品」です。既に全国民が一人一回線以上を契約せざるを得ない現状において、大手キャリアがインセンティブや設備投資を理由に値上げや特典制限を行い、国民にさらなる負担を強いるのは論理的に破綻しています。公共財を預かる事業者は、利益追求の前に「安価で安定した供給」を最優先すべきであり、通信料金を「公共料金」として国が厳格に管理する仕組みを構築すべきです。</p> <p>2.「実質レンタル販売」と「セット割」による巧妙な囲い込みの闇 「実質1円」等のレンタル販売形式は、一見安価に見えますが、実態は「端末の返却」や「高額プランの継続」を強いるものであり、消費者の自由な買い替えや乗り換えを阻害する「現代版の縛り」に他なりません。また、光回線や電気との「セット割」は、インフラの重複利用を強要し、家計を複雑な契約で締め付ける不誠実な手法です。これらは「自由競争」を謳いながら、実態は消費者を逃げられなくする「デジタル監禁」であり、審査基準において厳格に禁止、あるいは規制されるべきです。</p> <p>3.情報弱者を置き去りにする店舗・サポート体制の不条理 オンライン専用プランを拡充する一方で、対面サポートが必要な高齢者やデジタル弱者が、店舗を持つ大手キャリアの高額なプランや手数料を負担せざるを得ない構造は、社会的な不当差別です。公共の電波を利用する以上、すべての国民が等しく、公平なコストでサポートを受けられる体制を義務付けるべきです。</p> <p>4.ネットワーク優先度と「審査の闇(総合的判断)」の透明化 MVNO(格差を是正しようとする新興勢力)に対する速度制限や繋がりやすさの優先度操作が行われているのではないかという疑念は、公平な競争を阻害する致命的な問題です。さらに、契約拒否の理由とされる「総合的判断」というブラックボックス化された審査基準は、消費者の正当な乗り換えを阻害する武器として悪用されています。審査基準の改正にあたっては、これら不透明なプロセスの完全な開示と、「ホッピング(乗り換え)」する利用者を悪とする論点のすり替え(責任転嫁)を許さない厳格な監視を求めます。</p> <p>5.結論:技術の進歩を「支配の道具」にさせない 5Gや6Gといった技術革新も、このような搾取構造や寡占状態が維持されたままでは、国民にとっては何の意味もありません。通信業界の「おかしさ」を根本から正し、誠実に働き、1円を大切に国民が、技術の恩恵を最大に、かつ自由な選択の下で享受できる社会を実現してください。既存の巨大資本を守るための改正ではなく、国民の手へ電波を取り戻すための改正を強く要求します。</p> | <p>(意見3に対する考え方) 頂いた御意見は今後の施策の参考として承ります。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

【個人B】

(以上)